

## 出向を活用し雇用の維持を図る事業主を支援します (令和6年能登半島地震に係る特例措置)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練（以下、「休業等」）又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

※令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により令和6年1月1日～6月30日の間に開始される休業等又は出向については、特例措置が適用される可能性があります。詳細は赤字をご確認ください。

※本リーフレットは、令和6年能登半島地震の特例に係る出向の支給要件等のご案内であり、休業等については裏面のガイドブックをご確認ください。

（なお、同一対象期間において休業等及び出向の両方を実施することも可能です）

### 支給対象

■支給対象事業主：雇用保険適用事業主であって出向労働者の賃金の一部（全部を除く）を負担している出向元事業主

※地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

■支給対象労働者：雇用保険被保険者（ただし、出向を開始する日の前日において同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象となります。）

### 主な支給要件

■最近1か月の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること

※過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、前回の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていなくても助成対象とします。

※雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（＊）増加していても助成対象とします。

\* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上

### 雇用調整助成金の対象となる「出向」

■雇用調整を目的とする出向（経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）であること。

■出向期間が3か月以上1年以内であって、出向終了後は元の事業所に復帰するものであること。

#### [その他要件]

- ・出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的、組織的関連性などからみて独立性が認められること
- ・出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向させたり離職させる、出向元と出向先で労働者を交換するなど、玉突き雇用・出向を行っていないことなどの要件があります。



## 出向の場合の助成額

出向元が出向労働者の賃金<sup>※1</sup>の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率<sup>※2</sup>をかけた額を助成。

- 出向元の出向労働者の賃金に対する負担額  
 出向前の通常賃金<sup>※3</sup>の1／2の額

\*ただし、8,490円 × 支給対象期（※6）の日数×330/365が上限。

【例】出向時、出向前賃金日額18,000円、出向元負担4割の場合

出向元負担7,200円	出向先負担10,800円
中小企業の場合 2/3 4,800円助成	実質負担 1/3 2,400円

## 受給までの流れ

出向先との契約<sup>※4</sup>  
労働組合などとの協定  
出向予定者の同意

計画届提出・要件の確認

⇒ [特例] (※5)

出向の実施（3ヶ月～1年）

支給申請・助成金受給

※1：出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同額を支払うことが必要です。

※2：助成率は、中小企業 2/3 大企業 1/2

⇒ [特例] 中小企業4/5 大企業2/3 (新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象)

※3：出向前の通常賃金は、以下に支給対象期の日数×330/365を乗することによって算出します。

$$\left( \text{出向労働者の出向開始日の前日における時間外等の割増賃金の算定の基準となる1時間当たりの賃金の額} \right) \times \frac{\text{出向労働者の出向開始日前1週間の総所定労働時間数}}{\text{出向労働者の出向開始日前1週間の総所定労働日数}}$$

※4：出向元と出向先の間で、出向期間、出向中の労働者の待遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※5：[特例] 計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。

※6：支給申請期間は支給対象期（\*）の末日の翌日から2ヶ月以内です。

\*出向開始日から1年間の対象期間について、最初の6ヶ月を第1支給対象期、次の6ヶ月を第2支給対象期と言います。

令和6年能登半島地震に伴う特例措置や支給要件等の詳細についてはガイドブック（<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>）や、管轄の都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

ガイドブック



### (公財) 産業雇用安定センターのご案内

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、25万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

全国47都道府県の県庁所在地に事務所があり、無料で企業からのご相談を受けていますので、あわせてご活用ください。

(センターHP) <https://www.sangyokoyo.or.jp/>



(センターHP)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL060123企02